

外貨預金関連規定集

1. 外貨預金規定（通帳式）
2. 外貨定期預金規定（証書式）
3. 盗難通帳等を用いた預金の払戻しによる被害の補てん
並びに本人確認の取扱に関する特約

いつも**さんぎん**をご利用いただきましてありがとうございます。
お預入れいただきました外貨預金は、本規定集に記載された規定
が適用されますのでご覧ください。

キラリと光るあなたの銀行



目 次

外貨預金規定（通帳式）…………… 1

外貨定期預金規定（証書式）…………… 6

盗難通帳等を用いた預金の払戻しによる
被害の補てん並びに本人確認の取扱に関
する特約…………… 9

外貨預金規定（通帳式）

I. 外貨普通預金・自動継続型外貨定期預金共通の規定（通帳式）

1.（取扱店の範囲）

この預金の窓口での預入れおよび払戻しは、口座開設店に限りお取扱いただけます。当行の現金自動預入払出機（以下、「ATM」といいます。）でのお取扱いは、別途お渡ししました「ATM外貨預金入金サービス取扱規定」により、預入れおよび払戻しができます。

2.（預金口座への受入れ）

(1) この預金口座に受入れできるものは次のとおりです。なお通貨の種類は、当行が別途定めるところによります。

①現金および外国通貨（硬貨を除く）

②当店を支払場所とする円貨建および外貨建手形・小切手（以下「証券類」といいます。）は当店でその日のうちに決済を確認したうえで受入れます。

③外国為替による振込金

(2) 手形要件（特に振出日、受取人）、小切手要件（特に振出日）の白地はあらかじめ補充してください。当行は白地を補充する義務を負いません。

(3) 証券類のうち裏書等の必要があるものは、その手続きを済ませてください。

(4) 手形、小切手を受入れるときは、複記のいかんにかかわらず、所定の金額欄記載の金額によって取扱います。

(5) 当店以外を支払場所とする証券類は取立として取扱い、決済を確認した後に受入れます。取立については当行所定の関連諸規定により取扱います。また受入れた証券類が、何らかの理由で後日不渡りとなり、当行が取立銀行の返還請求により支払を行った場合は、関連諸規定の定めにかかわらず、当該証券類の入金金額を当行に償還する債務をご負担いただき、証券類の返還を待たずに、ただちに同金額および利息をお支払いいただきます。

3.（外国為替相場等）

(1) この預金への預入れまたは払戻しを他の通貨（円を含む）を対価として行う場合は、当行計算実行時の外国為替相場により換算します。なお、外国為替相場の変動により、当行が外国為替相場の表示を停止した場合は、この取扱いはできません。

(2) 払戻しまたは解約時に円貨で払出す場合には、外国為替相場の変動により差益または差損が生じることがあります。

4.（届出事項の変更、通帳の再発行等）

(1) 通帳または届出の印章を紛失したとき、または印章、名称、住所その他届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当行に届出てください。この届出前に生じた損害については当行は責任を負いません。

(2) 通帳または届出の印章を紛失した場合のこの預金の払戻し、解約または通帳の再発行は当行所定の手続きをした後に行います。この場合相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。

(3)届出のあった氏名および住所にあてて当行が通知または書類を発送した場合に、当該通知または書類が延着し、または到着しなかった時でも通常到達すべき時に到着したものとみなします。

5. (印鑑照合)

払戻請求書、諸届、その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造その他の事故があっても、そのために生じた損害については当行は責任を負いません。

6. (手数料および費用)

この預金に関して行う取引の諸手数料および諸費用については、取引の都度または当行所定の時期に請求のうえ、当行所定の利率により申し受けます。この場合、当行の都合により、これらの手数料および費用を当行所定の為替相場により計算した当該外貨相当額をこの預金残高から当行において差引くことができますものとします。

7. (差引計算等)

(1)当行に対し弁済期の到来した債務を負担しているときは、この預金の通貨種類、期日等のいかににかかわらず、当行はこの預金をいつでも当行所定の方法により相殺または弁済に充当することができるものとします。

(2)前記(1)の場合で、この預金と債務の通貨種類が異なるときには、この預金は、相殺または弁済充当時における当行所定の外国為替相場により、円貨または当行に対する債務と同種類の通貨に換算できるものとします。

8. (譲渡・質入れの禁止)

(1)この預金、その他この取引にかかるいっさいの権利は、譲渡または質入れすることはできません。

(2)当行がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当行所定の書式により行います。

9. (反社会的勢力との取引拒絶)

この預金口座は、後記10の(3)の①、②のAからFおよび③のAからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、後記10の(3)の①、②のAからFまたは③のAからEの一にでも該当する場合には、当行はこの預金口座の開設をお断りするものとします。

10. (解約)

(1)この預金口座を解約する場合には、この通帳と届出印章を持参のうえ、口座開設店に申し出てください。

(2)次の各号の一にでも該当した場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかににかかわらず、当行が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。

①この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金名義人の意

思によらずに開設されたことが明らかになった場合

- ②この預金の預金者が前記8の(1)に違反した場合
- ③この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合

(3)前記(2)のほか、次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約できるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。

①預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合

②預金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合

- A. 暴力団
- B. 暴力団員
- C. 暴力団準構成員
- D. 暴力団関係企業
- E. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
- F. その他前各号に準ずる者

③預金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合

- A. 暴力的な要求行為
- B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
- C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
- E. その他前各号に準ずる行為

(4)前記(2)または(3)により、この預金口座が解約され残高がある場合、または、この預金取引が停止されその解除を求める場合には、通帳を持参のうえ、当行所定の書式に届出の印章により記名押印して当店に申出てください。この場合、当行は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。

11. (準拠法令)

- (1)この預金に関する預入れ、払戻し、解約等いっさいの取引は、日本法に従ってお取扱いします。また、外国為替関連法規の定めに従ってお取扱いします。
- (2)この預金に関して訴訟の必要が生じた場合には、当行本支店または口座開設店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

II. 外貨普通預金規定（通帳式）

1. （適用のある外貨預金）

この規定は、外貨普通預金（通帳式）に適用があるものとします。

2. （貸越）

この預金の当座貸越はできません。

3. （預金口座からの払戻し）

この預金の払戻しをするときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印（または署名捺印）して、通帳とともに口座開設店に提出してください。外国通貨現金による払戻しは当該通貨または店舗によりお取扱いできない場合があります。

4. （利息）

この預金の利息は、当行所定の利率ならびに付利単位および計算方法によって計算の上、毎年2月と8月の当行所定の日にこの預金に組み入れます。なお、利率は金融情勢に応じて変更します。

5. （預金残高の振込・振替）

この預金の残高を他行に振込む場合、当行本支店に振込む場合、当行同一店内で振替をする場合は、当行所定の手続きにより申し出てください。

いったんお申し出のうえは、いかなる事情があっても取消または変更はできません。

III. 自動継続型外貨定期預金規定（通帳式）

1. （適用のある外貨預金）

この規定は、自動継続型外貨定期預金（通帳式）に適用があるものとします。

2. （預金の解約）

この預金を解約するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印（または署名捺印）をして、通帳とともに口座開設店に提出してください。外国通貨現金による払戻しは当該通貨または店舗によりお取扱いできない場合があります。

3. （自動継続）

(1) この預金は通帳記載の満期日に前回と同一の期間（以下、「預入期間」といいます。）の自動継続型外貨定期預金に自動的に継続されます。この場合、継続後の満期日は通帳記載の継続前の満期日の「預入期間」後の応当日（以下「この応当日」といいます。）とします。継続された預金についても同様とします。

(2) この預金の継続後の利率は、継続日における当行所定の利率とします。

(3) 継続を停止するときは、満期日（継続をしたときはその満期日）の前営業日までにその旨を口座開設店に申し出てください。この申し出のあったときは、この預金は満期日以降に支払います。

4. （満期日）

(1) 前記3の(1)の場合でこの応当日が銀行休業日となるときは、この応当日の翌営業日を満

期日とします。ただし、この応当日の翌営業日がこの応当日の翌月となる場合は、この応当日の前営業日を満期日とします。

- (2) 継続前の満期日とその満期日の属する月の最終営業日である場合は、前記(1)にかかわらず、この応当日の属する月の最終営業日を満期日とします。

5. (利息)

- (1) この預金の利息は、預入日（継続をした時はその継続日）から満期日の前日までの日数および通帳記載の利率（継続後の預金については、継続日における当行所定の利率）によって計算し、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定外貨普通預金口座もしくは指定円預金口座に入金するか、または満期日に元金を組み入れて継続します。
- (2) 継続を停止した場合のこの預金の利息は、満期日以降にこの預金とともに支払います。なお満期日以降の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について、解約日または書替継続日におけるこの預金と同一通貨の外貨普通預金の利率により計算します。
- (3) 当行がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合および、外貨普通預金・自動継続型外貨定期預金共通の規定 10 の(2)または(3)により解約する場合には、その利息は、預入日（継続をした時は、最後の継続日）から解約日の前日までの日数について、解約日におけるこの預金と同一通貨の外貨普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- (4) この預金の付利単位は当該外貨 1 通貨単位とし、1 年を 3 6 5 日として日割りで計算します。

以上

外貨定期預金規定（証書式）

1.（適用のある外貨預金）

この規定は、外貨定期預金（証書式）に適用があるものとします。

2.（預金の支払時期）

この預金は、表面記載の満期日以降に利息とともに支払います。

3.（預金の受入れ）

(1) この預金に受入れできるものは次のとおりです。なお通貨の種類は、当行が別途定めるところによります。

①現金および外国通貨（硬貨を除く）。

②当店を支払場所とする円貨建および外貨建手形、小切手。

(2) 受入れた手形、小切手が不渡りとなったときは、預金になりません。不渡りとなった手形、小切手はこの証書と引換えに当店で返却します。

4.（利息）

(1) この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数および表面記載の利率によって計算します。満期日以降の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について、当行所定の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

なお、この預金につき、別に差入れを受けた為替予約約定書にもとづいて為替予約を締結している場合は、同約定書の各条項に従って、満期日に解約し、支払います。

(2) 当行がやむをえないと認めて満期日前に解約する場合および後記 11 の(2)または(3)の規定により解約する場合には、その利息は預入日から解約日の前日までの日数について、当行所定の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

(3) この預金の付利単位は当該外貨 1 通貨単位とし、1 年を 3 6 5 日として日割りで計算します。

5.（相場、手数料）

(1) この預金の預入れ、または払戻しを他の通貨（円を含む）を対価として行う場合は、当行計算実行時の外国為替相場により換算します。

なお、外国為替相場の変動により、当行が外国為替相場の表示を停止した場合は、この取扱いはできません。

(2) 払戻しまたは解約時に円貨で払出す場合には、外国為替相場の変動により差益または差損が生じることがあります。

(3) この預金の預入れ、または払戻しについて当行所定の手数料をいただくことがあります。

6.（預金の払戻し、解約、書替継続）

(1) この預金を払戻し、解約または書替継続するときは、この証書の受取欄に届出の印章または署名により、記名捺印または自署のうえ、取扱店に提出してください。

(2) この預金を満期日前に解約する場合には、中途解約により発生する当行所定の手数料、費用および損害をご負担いただくことがあります。

(3) 書替継続の場合、書替継続後の定期預金には書替日における当行所定の利率を適用します。

7. (届出事項の変更、証書の再発行等)

(1) この証書や届出の印章を紛失したとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当行に届出てください。この届出前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

(2) この証書や届出の印章を紛失した場合の元利金の払戻し、解約または証書の再発行は、当行所定の手続をした後に行います。

この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。

(3) 届出のあった氏名および住所にあてて当行が通知または書類を発送した場合に、当該通知または書類が延着し、または到着しなかったときでも通常到着すべき時に到着したものとみなします。

8. (印鑑照合等)

この証書、請求書、諸届、その他の書類に使用された印影または署名を届出の印鑑または署名鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき、偽造、その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

9. (譲渡、質入れの禁止)

(1) この預金および証書は、譲渡または質入れすることはできません。

(2) 当行がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当行所定の書式により行います。

10. (反社会的勢力との取引拒絶)

この預金は、後記 11 の(3)の①、②の A から F および③の A から E のいずれにも該当しない場合に利用することができ、後記 11 の(3)の①、②の A から F または③の A から E の一にでも該当する場合には、当行はこの預金の開設をお断りするものとします。

11. (解約)

(1) この預金を解約する場合には、この通帳と届出印章を持参のうえ、取扱店に申し出てください。

(2) 次の各号の一にでも該当した場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。

①この預金の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合

②この預金の預金者が前記 9 の(1)に違反した場合

③この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合

(3) 前記(2)のほか、次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金を解約できるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。

① 預金者が開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合

② 預金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合

- A. 暴力団
- B. 暴力団員
- C. 暴力団準構成員
- D. 暴力団関係企業
- E. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
- F. その他前各号に準ずる者

③ 預金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合

- A. 暴力的な要求行為
- B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
- C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
- E. その他前各号に準ずる行為

(4) 前記(2)または(3)により、この預金が解約され残高がある場合、または、この預金取引が停止されその解除を求める場合には、通帳を持参のうえ、当行所定の書式に届出の印章により記名押印して当行に申出てください。この場合、当行は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。

12. (管理法規の準拠)

(1) この預金の預入れ、払戻し等いっさいの取引は、日本法に従って取扱います。また、外国為替関連法規の定めに従って取扱います。

(2) この預金に関して訴訟の必要が生じた場合には、当行本店または取扱店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

以上

盗難通帳等を用いた預金の払戻しによる被害の補てん並びに本人確認の取扱に関する特約

1. (特約の適用範囲)

- (1) この特約は、個人のお客様の預金取引に適用されます。
- (2) この特約は、以下の取扱を定めるものです。
 - ①盗取された通帳、証書（以下、「通帳等」といいます。）を用いて不正な払戻し（解約ならびに当座貸越を利用した払戻しを含みます。）が行われた場合における取扱
 - ②本人確認（預金の払戻しにおける権限の確認をいいます。）に関する取扱
- (3) この特約は、各種預金規定（以下、「原規定」といいます。）の一部を構成するとともに原規定と一体として取扱われるものとし、この特約に定めがある事項はこの特約の定めが適用され、この特約に定めがない事項に関しては原規定が適用されるものとします。

2. (盗難通帳等による払戻し等)

- (1) 盗取された通帳等を用いて行われた不正な払戻し（以下、本条において「当該払戻し」といいます。）については、次の各号のすべてに該当する場合、預金者は当行に対して当該払戻しの額およびこれにかかる手数料・利息に相当する金額の補てんを請求することができます。
 - ①通帳等の盗取に気づいてからすみやかに、当行への通知が行われていること
 - ②当行の調査に対し、預金者より十分な説明が行われていること
 - ③当行に対し、警察署に被害届を提出していることその他の盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること
- (2) 前記(1)の請求がなされた場合、当該払戻しが預金者の故意による場合を除き、当行は、当行へ通知が行われた日の30日（ただし、当行に通知することができないやむを得ない事情があることを預金者が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前日以降になされた払戻しの額およびこれにかかる手数料・利息に相当する金額（以下「補てん対象額」といいます。）を補てんするものとします。ただし、当該払戻しが行われたことについて、当行が善意無過失であることおよび預金者に過失（重過失を除く）があることを当行が証明した場合には、当行は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。
- (3) 前記(2)の規定は、前記(1)にかかる当行への通知が、この通帳等が盗取された日（通帳等が盗取された日が明らかでないときは、盗取された通帳等を用いて行われた不正な預金払戻しが最初に行われた日。）から、2年を経過する日以後に行われた場合には、適用されないものとします。
- (4) 前記(2)の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当行が証明した場合には、当行は補てんしません。
 - ①当該払戻しが行われたことについて当行が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当する場合
 - A 当該払戻しが預金者の重大な過失により行われたこと

B 預金者の配偶者、二親等内の親族、同居の親族その他の同居人、または家事使用人によって行われたこと

C 預金者が、被害状況についての当行に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行ったこと

②通帳等の盗取が、戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随して行われた場合

(5) 当行が当該預金について預金者に払戻しを行っている場合には、この払戻しを行った額の限度において、前記(1)にもとづく補てんの請求には応じることはできません。また、預金者が、当該払戻しを受けた者から損害賠償または不当利得返還を受けた場合も、その受けた限度において同様とします。

(6) 当行が前記(2)の規定にもとづき補てんを行った場合に、当該補てんを行った金額の限度において、当該預金にかかる払戻請求権は消滅します。

(7) 当行が前記(2)の規定により補てんを行ったときは、当行は、当該補てんを行った金額の限度において、盗取された通帳等により不正な払戻しを受けた者その他の第三者に対して預金者が有する損害賠償請求権または不当利得返還請求権を取得するものとします。

3. (預金の払戻しにおける本人確認)

預金の払戻しにおいて、原契約に定めのある払戻しの手続きに加え、当該預金の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の掲示等の手続きを求めることがあります。この場合、当行が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行いません。

以上